

## 報告(2)

### 高額滞納者への住宅明渡しに係る法的措置の実施について

#### 1. 概要

今回、法的措置を実施した相手方につきましては、家賃を3か月以上滞納したことから市営住宅の明渡し請求の対象であり、市が再三にわたる催促をしても支払いに応じないため、茅ヶ崎市営住宅条例に基づき、明渡し請求をしました。しかし、その後も明渡しをしないため、住宅明渡し請求等について、令和3年12月開催の第4回茅ヶ崎市議会定例会に議案として「訴えの提起について」を上程し、原案通り可決されました。可決後、令和4年1月14日付けで横浜地方裁判所へ訴状を提出し受理されました。

その後、横浜地方裁判所で、口頭弁論の期日が指定されましたが、相手方が口頭弁論に出頭しないこと、答弁書の提出もないことから、3月22日に行われた第2回口頭弁論にて判決の言渡しがあり、4月20日に建物の明渡し、家賃滞納額の支払い、賃貸借契約解除を行った令和3年10月8日から建物の明渡し済までの使用損害額の支払い、強制執行の申立てをすることができる判決が確定しました。

相手方には4月以降、当該住宅において明渡しについて再三催促しましたが、対応しないため明渡しを行う意思がないと判断し、6月3日に横浜地方裁判所に強制執行の申立てを行いました。申立ての当日に6月8日が明渡しの催告(断行予定日の告知)と指定されました。当該住宅において明渡しの催告を行い、相手方に明渡しの断行(強制執行)が7月8日なることを伝えました。明渡しの催告後も相手方とは連絡を取りましたが、断行告知日までに退去しなかったため、告知通り建物明渡しの強制執行を行いました。

#### 2. 対象者について

高齢の女性で、訴訟時における滞納家賃は576,848円、滞納期間は29か月と7日です。

#### 3. 法的措置の流れについて

令和2年12月1日	茅ヶ崎市営住宅家賃滞納整理事務処理要領に基づく訴訟対象者に選定
令和3年9月22日	催告送付
令和3年10月6日	茅ヶ崎市営住宅明渡し請求書送付
令和3年12月23日	令和3年度第4回茅ヶ崎市議会定例会に訴えの提起提案(議案第114号)

(裏面あり)

令和4年1月14日	横浜地方裁判所に訴状提出
令和4年3月15日	口頭弁論(被告口頭弁論期日に出頭せず)
令和4年3月22日	判決言渡し
令和4年4月20日	判決確定
令和4年6月3日	横浜地方裁判所に強制執行申立
令和4年6月8日	明渡しの催告(断行予定日の告知)
令和4年7月8日	明渡しの断行